

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号
法人税等更正処分等取消、法人税更正処分取消等請求上告及び上告受理事件
国側当事者・日本橋税務署長
平成20年6月27日棄却・不受理・確定

決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項（上告の理由）所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項（上告受理の申立て）に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、同第●●号、平成17年7月28日判決、本資料255号－210・順号10091）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成18年6月29日判決、本資料256号－180・順号10440）

決 定

上告人兼申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	升永 英俊 荒井 裕樹
被上告人兼相手方	日本橋税務署長 菴木 一雄
同指定代理人	小茄子川 栄治

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号法人税等更正処分等取消、法人税更正処分取消等請求事件について、同裁判所が平成18年6月29日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

【決定】 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤

認若しくは単なる法令違反を主張するもの又はその前提を欠くものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成20年6月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 津野 修

裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀